

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 2020年8月13日

【四半期会計期間】 第51期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 株式会社幸楽苑ホールディングス

【英訳名】 KOURAKUEN HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 昇

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 渡辺 秀夫

【最寄りの連絡場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 渡辺 秀夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第1四半期 連結累計期間	第51期 第1四半期 連結累計期間	第50期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	10,064,498	5,630,002	38,237,705
経常利益又は経常損失() (千円)	433,966	973,788	823,673
親会社株主に帰属する四半期 純利益又は親会社株主に帰属 する四半期(当期)純損失() (千円)	297,303	741,530	677,408
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	333,390	725,425	731,921
純資産額 (千円)	5,213,202	3,208,036	3,933,523
総資産額 (千円)	17,479,668	16,735,556	15,356,366
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期(当期) 純損失金額() (円)	19.83	49.35	45.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	19.65		
自己資本比率 (%)	29.74	19.17	25.61

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第51期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第50期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、2020年2月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月に日本全国を対象に緊急事態宣言が発出されたことを受けて、店舗の休業や営業時間短縮などにより、4月の既存店売上高は前年同月比50.0%と減少幅が拡大しております。大幅な売上減少が相当期間継続した場合、当第1四半期連結会計期間末日時点で当社において取引金融機関との間で既に締結しているシンジケート・ローン（コミットメントライン）契約及び当座貸越契約の未実行残高があるものの、資金不足になる恐れがあります。

そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、弁当等のテイクアウト売上及び人件費を含めたコスト削減に努めるとともに、2020年6月に取引金融機関との間で新たにシンジケート・ローン（コミットメントライン）契約を締結することにより、十分な運転資金が確保できたことから、資金面での問題は解消したと判断しております。

以上の状況により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりきわめて厳しい状態にあり、今後の感染症拡大が収束する時期を見通せないため、依然として先行きが不透明な状況で推移しております。

外食産業においても、営業時間の短縮や休業及び外出自粛を踏まえた来店客減少の影響を受けており、厳しい経営環境が続いております。

このような経済環境の中、当社グループはイートイン中心の外食企業から総合食品企業への変革を目指し「デリバリー、テイクアウト等の中食産業での売上割合を高める施策」や「法人営業の強化」等の施策を実施しております。また「コミットメントライン契約の締結による運転資金の確保」により財務基盤の安定化を図りました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は5,630百万円（前年同期比44.1%減）、営業損失1,002百万円（同営業利益341百万円）、経常損失973百万円（同経常利益433百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は741百万円（同親会社株主に帰属する四半期純利益297百万円）と減収減益となりました。

また、当第1四半期連結会計期間末のグループ店舗数は、463店舗（前年同期比66店舗減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであり、金額については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んで表示しております。

ラーメン事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業・限定営業の影響を受けながらも、ラーメン事業においては、新たなテイクアウトメニューである「幸弁」（幸楽苑弁当）の販売、店舗メニューのテイクアウト、タクシーによる出前やドライブスルーの導入及び朝食メニューの拡大導入等の施策を実施しました。

店舗展開につきましては、店舗数は、直営店417店舗（前年同期比77店舗減）となり、業態別には「幸楽苑」416店舗、「KOURAKUEN THE RAMEN CAFE」1店舗となりました。

この結果、売上高は5,000百万円（前年同期比45.7%減）となりました。

その他の事業

その他の事業は、フランチャイズ事業（ラーメン業態のフランチャイズ展開）、その他外食事業（洋和食業態の店舗展開）を行っております。

フランチャイズ事業につきましては、店舗数は17店舗（国内12店舗、海外5店舗）となりました。その他外食事業につきましては、「いきなり！ステーキ」直営店7店舗、「焼肉ライク」直営店10店舗、「からやま」直営店7店舗、「赤から」直営店5店舗となりました。

この結果、その他の事業の売上高は629百万円（前年同期比25.9%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,351百万円増加し、4,161百万円となりました。これは、現金及び預金が1,361百万円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて27百万円増加し、12,573百万円となりました。これは、建物及び構築物が85百万円、リース資産が156百万円減少し、投資その他の資産「その他」に含まれる繰延税金資産が379百万円増加したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて1,379百万円増加し、16,735百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて2,152百万円増加し、8,030百万円となりました。これは、短期借入金が2,000百万円、未払費用が373百万円増加し、買掛金が115百万円、店舗閉鎖損失引当金が122百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて47百万円減少し、5,497百万円となりました。これは、長期借入金が104百万円増加し、固定負債「その他」に含まれるリース債務が111百万円減少したことなどによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて2,104百万円増加し、13,527百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて725百万円減少し、3,208百万円となりました。これは、利益剰余金が741百万円減少したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

当社グループは、2018年5月11日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）に基づき、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買収防衛策の内容一部変更及び継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本対応策」という。）の継続について決議し、2018年6月19日開催の当社第48期定時株主総会における承認を得て継続しております。

会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならない、と考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、中期経営計画の達成に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。

この中期経営計画の骨子は、次のとおりであります。

- イ 既存店舗の利益改善と新幸楽苑モデルの開発
- ロ 新幸楽苑モデルの海外展開と新業態のグループ化
- ハ 新工場の建設に伴う外販事業の拡大
- ニ 財務体質の強化
- ホ コーポレートガバナンス重視経営

また、長期数値目標値として、経常利益率10%、自己資本利益率（ROE）10%以上、自己資本比率50%以上の実現と継続を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。

本対応策の概要

イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、又は既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」という。）とします。

ロ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただき、当社はこの意向表明書の受領後、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提出を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定し、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下、「対抗措置」という。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続

イ 独立委員会の設置

当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。

ロ 対抗措置発動の手続

対抗措置をとる場合には、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

ハ 対抗措置発動の停止等について

対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。

本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、2021年6月に開催予定の定時株主総会終結時までであります。

本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないという観点から、本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解しているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるようになるのか等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。

ロ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しております。

ハ 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続又は廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は8百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

(シンジケート・ローン（コミットメントライン）契約の締結）

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業環境の不確実性を鑑み、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、2020年6月5日開催の取締役会において、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケート・ローン（コミットメントライン）契約の締結を行うことを決議し、以下の内容の契約を2020年6月5日に締結しました。

(シンジケート・ローン（コミットメントライン）契約の内容)

(1) 契約金額総額	30億円
(2) 契約締結日	2020年6月5日
(3) 借入可能期間	2020年6月5日～2021年6月4日
(4) 借入利率	基準金利＋スプレッド
(5) 担保の状況	無担保
(6) アレンジャー兼エージェント 参加金融機関	株式会社みずほ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社東邦銀行 株式会社秋田銀行 株式会社七十七銀行 株式会社福島銀行 みずほ信託銀行株式会社 株式会社第四銀行

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,774,841	16,774,841	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	16,774,841	16,774,841		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日		16,774,841		2,988,273		2,934,681

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,394,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,340,400	153,404	同上
単元未満株式	普通株式 40,441		同上
発行済株式総数	16,774,841		
総株主の議決権		153,404	

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社が導入した「株式給付信託(J-ESOP)」の信託口が所有する235,700株及び「株式給付信託(BBT)」の信託口が所有する119,500株は含まれておりません。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権13個)含まれております。
3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式55株及び証券保管振替機構名義の株式45株が含まれております。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社幸楽苑 ホールディングス	福島県郡山市田村町上行合 字北川田2 1	1,394,000		1,394,000	8.31
計		1,394,000		1,394,000	8.31

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,697,906	3,059,145
売掛金	285,017	230,023
たな卸資産	280,230	333,841
その他	547,143	538,819
流動資産合計	2,810,297	4,161,830
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,324,591	4,239,545
土地	1,363,012	1,363,012
リース資産(純額)	2,220,605	2,063,791
その他(純額)	274,394	252,838
有形固定資産合計	8,182,604	7,919,187
無形固定資産	178,463	173,751
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,084,849	2,006,134
その他	2,101,531	2,476,031
貸倒引当金	1,380	1,380
投資その他の資産合計	4,185,000	4,480,786
固定資産合計	12,546,068	12,573,725
資産合計	15,356,366	16,735,556
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,024,167	908,528
短期借入金		2,000,000
1年内返済予定の長期借入金	748,782	757,115
未払費用	1,180,356	1,554,273
未払法人税等	109,492	87,634
店舗閉鎖損失引当金	265,438	143,296
転貸損失引当金	22,115	20,840
その他	2,527,823	2,558,572
流動負債合計	5,878,176	8,030,262
固定負債		
長期借入金	2,216,347	2,320,819
退職給付に係る負債	322,157	328,836
転貸損失引当金	54,655	50,102
資産除去債務	801,377	799,402
その他	2,150,128	1,998,096
固定負債合計	5,544,666	5,497,257
負債合計	11,422,842	13,527,519

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,988,273	2,988,273
資本剰余金	3,084,016	3,084,016
利益剰余金	440,395	301,135
自己株式	2,414,791	2,414,852
株主資本合計	4,097,893	3,356,301
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	797	1,767
退職給付に係る調整累計額	165,167	150,033
その他の包括利益累計額合計	164,370	148,265
非支配株主持分		
純資産合計	3,933,523	3,208,036
負債純資産合計	15,356,366	16,735,556

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
売上高	10,064,498	5,630,002
売上原価	2,758,403	1,717,552
売上総利益	7,306,095	3,912,450
販売費及び一般管理費	6,964,492	4,915,052
営業利益又は営業損失()	341,603	1,002,602
営業外収益		
受取利息	3,852	4,064
固定資産賃貸料	137,381	143,351
保険解約返戻金	70,725	
その他	27,791	50,273
営業外収益合計	239,750	197,689
営業外費用		
支払利息	11,923	11,691
固定資産賃貸費用	123,068	107,155
その他	12,395	50,028
営業外費用合計	147,387	168,876
経常利益又は経常損失()	433,966	973,788
特別利益		
受取保険金		51,434
その他	34,888	40,723
特別利益合計	34,888	92,157
特別損失		
減損損失	13,409	144,374
新型コロナウイルス対応による損失		72,516
その他	36,071	17,598
特別損失合計	49,481	234,489
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失()	419,374	1,116,120
法人税、住民税及び事業税	54,390	11,890
法人税等調整額	67,680	386,480
法人税等合計	122,070	374,590
四半期純利益又は四半期純損失()	297,303	741,530
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失()		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()	297,303	741,530

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	297,303	741,530
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	49	970
退職給付に係る調整額	36,037	15,134
その他の包括利益合計	36,086	16,104
四半期包括利益	333,390	725,425
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	333,390	725,425
非支配株主に係る四半期包括利益		

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(コロナウイルス関連)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年4月に日本全国を対象に緊急事態宣言が発出されたことを受け、当社グループにおいては、来店客数の減少、店舗の休業及び営業時間の短縮等により売上高が減少しております。5月に緊急事態宣言が解除されたものの、外出自粛や国内景気の低迷などの影響が一定期間継続することが想定されます。

新型コロナウイルス感染症の影響については、2020年4月の既存店売上高が前年同月比50.0%であったものの、5月の既存店売上高は前年同月比62.2%、6月の既存店売上高は前年同月比71.5%と回復の兆しが認められることから、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した、感染症による影響は2020年12月頃までに回復するとの仮定の変更は行わず、繰延税金資産の回収可能性の判断や固定資産の減損損失の認識要否の判断を行っております。

(四半期連結損益計算書関係)

新型感染症対応による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府や地方自治体による要請等により、連結子会社が一部の店舗を休業したことにより発生した当該休業期間における従業員への休業補償や店舗の固定費を、新型感染症対応による損失として特別損失に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	317,044千円	298,154千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年3月11日 取締役会	普通株式	149,752	10	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,445千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「ラーメン事業」のみであり、セグメント情報の開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	19円83銭	49円35銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (千円)	297,303	741,530
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純損失金額() (千円)	297,303	741,530
普通株式の期中平均株式数 (株)	14,990,114	15,025,567
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	19円65銭	
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数 (株)	138,030	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半 期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計 年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として認識しております。
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間244,500株、当第1四半期連結累計期間235,700株であります。
3. 株式給付信託(BBT)によって設定される信託が所有する当社株式については、前第3四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表において自己株式として認識しております。
1株当たり四半期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、119,500株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月13日

株式会社幸楽苑ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 口 清 治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 晶 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸楽苑ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社幸楽苑ホールディングス及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。